

東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会事務局規程 (案)

(趣旨)

第1条 この規程は、東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会規約第 13 条第 2 項の規定に基づき、東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局の組織は、鎌倉市東アジア文化都市事業担当の職員をもって構成し、東アジア文化都市 2025 鎌倉市実行委員会（以下「委員会」という。）に関する事務を処理する。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

3 事務局長は、鎌倉市東アジア文化都市事業担当担当部長をもって充てる。ただし、その職にある者が複数の場合は、委員長が指名する者とする。

4 事務局次長は、鎌倉市東アジア文化都市事業担当担当課長をもって充てる。ただし、その職にある者が複数の場合は、委員長が指名する者とする。

(職務)

第3条 事務局長は、委員長の命を受け、事務局に属する重要な事項を掌理するとともに、事務局職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐して事務局に属する事務を掌理するとともに、事務局職員を指揮監督する。また、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(専決事項)

第4条 事務局長及び事務局次長は、別表第 1 に掲げる事項について、専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、その内容が重要なものであるときは、委員長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第5条 事務局長の決裁を受けるべき事項で、事務局長が不在であるときは、事務局次長がその事務を代決することができる。

2 前項の規定により代決した事項については、速やかに決裁権者に報告しなければならない。ただし、あらかじめ処理の方針を示されたものについては、この限りでない。

(文書)

第6条 文書には、「東ア鎌実委」の記号及び年度による一連番号を付さなければならない。ただし、内容が軽易な文書については、この限りでない。

2 外部に発信する文書は、委員長名で発信するものとする。ただし、内容が軽易な文書については、この限りでない。

3 処理済の文書は、事務局において編纂し、事務局長が別に指示する期間保存しなければならない。

4 委員会が解散したときは、保存文書を鎌倉市へ引き継ぐものとする。

(公印)

第7条 事務局で使用する公印の名称、形式、寸法等は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項に定める公印は、事務局次長が保管するものとする。

(準用)

第8条 前2条に定めるもののほか、文書及び公印の取扱いに関しては、鎌倉市の例によるものとする。

(服務)

第9条 事務局職員の服務については、鎌倉市の例によるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。

別表第1 (第4条)

職 名	専 決 事 項
事務局長	(1) 照会、回答、通知等に関する事。 (2) 届出、報告等の受理及び提出に関する事。 (3) 1件2,000万円以下の支出負担行為及び支出の決定に関する事。 (4) 予算の流用に関する事。 (5) 収入の調定、徴収、戻出に関する事。 (6) 事務局次長の服務に関する事。 (7) 事務局次長の旅行命令に関する事。
事務局次長	(1) 軽易な照会、回答、通知等に関する事。 (2) 軽易な届出、報告等の受理及び提出に関する事。 (3) 1件500万円以下の支出負担行為及び支出の決定に関する事。 (4) 委員又は部会員の旅行に関する事。 (5) 旅費の支出に関する事。 (6) 事務局員の服務に関する事。 (7) 事務局員の旅行命令に関する事。

別表第2 (第7条)

名 称 及 び 形 式	書 体	寸 法
東 ア ジ ア 文 化 都 市 2 0 2 5 鎌 倉 市 実 行 委 員 会 委 員 長 印	てん書	方 21mm